

## 第 4 回権利擁護専門部会報告

平成 29 年 2 月 22 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分 文京区民センター3 階 D 会議室

（1）今年度の振り返り（2）来年度の方向性について

○29 年度の下命事項は権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う

〈区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する〉というものであった。

初回に障害者権利条約に触れ、選挙の投票支援を通じて、意思決定支援のあり方について検討してきた。現状では障害者の成年後見制度利用が進んでいない。また、この部会で討議した内容を区民へ発信していくことについては検討が出来ていない。

### 選挙について

○区内施設で行われた投票支援の取り組みの素晴らしさを知り、狛江市の取り組みの DVD を見て、当事者や家族、投票事務に関わる区の職員など、もっと知ってもらう必要があるのではないかと感じた。

○重度の障害がある人が参加しやすい選挙は皆にとっても安心して投票できる選挙のはず

○選挙報道は TV で聞こえが悪い方には手話などがあるが、知的障害の方向けの政見放送がないのであれば良いと思う。

○候補者が障害者に分かりやすく話をする実践を行っていることでは滝野川学園の例がある。

○意思決定支援について選挙を通じて、出来そうで出来なかったことがあったということを感じさせられた。「支援者があきらめていたことがあったかもしれない」という気付きがあった。

○選挙に行って、自分で候補者を決めて投票するということで本人の自信になる。

○選挙に投票に行く、候補者を選ぶなど、行動を起こすことで本人も親も（両面で）意識が変わる。

○障害があると選挙について、新聞を読んだだけでは分からないことが多い。施設に入っていない人でも分かりやすく説明してくれる場所や機会が欲しいと思った。

### 成年後見制度について

○成年後見制度利用促進法が H28 年施行されたが、利用の促進についてなかなか進んでいない。

○成年後見制度利用促進法には、地域の特性を活かして進めてほしいとある。

○障害者が就労している会社から、成年後見制度の利用の促進が進んでいないと心配する声がある。

○地域に暮らす聾者でよくわからずに、司法書士が後見人になって通帳や印鑑を渡してしまったが、本人はそれを望んでいなかった。そのために、本人が民生委員の所に相談に来た。弁護士が申し立てをして通帳と印鑑を本人に返してもらったという事例を知っている。誰のための成年後見制度なのか疑問。

○親が後見人になっている間はいいが、親が亡くなった後、第三者の後見人が就任すると報酬が負担になる。後見制度を使うことが本人にとっていいのかと悩むことがある。

○知的障害者の場合、本人を支えるサポーターのようなボランティアの方が近所において、その方が本人の親亡き後、市民後見人になってもらえ、また、報酬を安く受けてくれるとうれしい。

○成年後見を利用しようとした時、障害がある場合には話をして理解するまでに時間がかかる。成年後見制度の説明をする人と本人との間に信頼関係がないと制度利用は難しい。

○成年後見制度のメリットとデメリットを本人に十分説明する必要がある。

- 障害当事者としては、成年後見制度を知りたいし、情報提供してくれる場があるといい。その人にとって損なのか得なのかを知りたい。
- 本人の権利を守るために成年後見制度があるべきなのに、周りの人のための制度になっていないか。
- 成年後見制度の利用が進まない理由の一つには、グループホームや施設に入っている利用者の場合、施設の人が金銭管理をやってくれるので困らない。本質を考えるとそれでいいのか、権利擁護を考える場合、中立的な第三者が必要なのではないか。
- 成年後見制度の区長申立をする時、支援者間で総合的に判断（関係のある親族が死亡しているか等）するが、どうしても慎重になってしまう。保佐、補助類型だと本人が保佐人、補助人を付けることを嫌がる場合もある。支援者は必要だと感じて本人が拒否的だと、制度を利用することが本人のためにいいのか疑問を感じることもある。
- 障害者・児の親も出席しやすい時間帯に、成年後見制度の勉強会を開催して成年後見制度の理解を深めたい。成年後見制度は親にとって事前に知っておくことで安心する制度である。将来「この仕組みを使えば安心できるんだな」と思える勉強会を開催したい。
- 行政が出来ること、地域が出来ること両輪で考えていかなければならない
- 障害がある方の、身近なところに相談できる人や場所→近所のサポーター、民生委員の存在は非常に大きい
- 障害者の親の会で定期的に勉強会を行っており、そこで専門職の講師から成年後見制度について親と当事者にわかりやすい説明と質疑応答の会を設定したい。まずは、インフォーマルな形で実施する。
- 勉強会には精神障害の方やその家族の参加も可能とする。
- 勉強会を実施し、30年度第1回権利擁護部会までに各委員に報告メールを送るので事前に読んでいただき、30年第1回権利擁護部会で議論したい。
- 成年後見制度利用促進法の基本計画において権利擁護支援の「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の推進につなげていきたい。

### **他の議論**

- 権利擁護部会での話し合いを区民へ発信をしていきたい。来年度、成果を出していきたい。
- 来期、社会的入院についての実態調査をしたらどうか。障害者の権利擁護という観点から、どこに住むかの住居の問題は重要である。
- 選挙以外のことでの意思決定支援について話し合ったらどうか。
- それぞれの立場や、いろんな場面での意見が出るが、文京区としてまた、自立支援協議会として何を残すことが出来るのか、誰がどんな形で課題を解決していけるか、会の役割として解決していける事や、方向性を考えたい。

### (3) その他

- 権利擁護部会は4回の開催。
  - 1回 成年後見制度について（学習会の学び・振返）（開催時期は5月か6月で実施したい）
  - 2回 成年後見制度について
  - 3回 選挙について（意思決定支援）
  - 4回 一年を通じての振り返り